

2025（令和7）年1月1日施行

職業紹介事業の許可条件が追加されます

■ 職業安定法指針(平成11年労働省告示第141号)に規定されている「転職勧奨の禁止」及び「お祝い金等の提供の禁止」が許可条件に追加されます。

■ 新たに追加される許可条件の内容

- その紹介により就職した者（期間の定めのない労働契約を締結した者に限る。）
に対し、当該就職した日から2年間、転職の勧奨を行ってはならないこと。
- 求職の申込みの勧奨については、お祝い金その他これに類する名目で社会通念上相当と認められる程度を超えて求職者に金銭等を提供することによって行ってはならないこと。

- 許可条件の追加は2025（令和7）年1月1日から適用されます。
- 2025（令和7）年1月1日以降の許可や許可有効期間の更新には、許可条件が追加されることとなります。
- 更新時期を迎える前に（当該許可条件が付される前に）上記の職業安定法指針に違反した場合、当該事業者については是正指導を行うとともに、本許可条件を付することとなります。

■ 厚生労働省ホームページ

職業紹介事業の業務運営要領の改正について

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000172486.html>



■ 詳細は、都道府県労働局の需給調整事業課室へお問い合わせください。

都道府県労働局 お問い合わせ先

労働局	課 室	電話番号	労働局	課 室	電話番号	労働局	課 室	電話番号
北海道	需給調整事業課	011-738-1015	富 山	需給調整事業室	076-432-2718	島 根	職業安定課	0852-20-7017
青 森	需給調整事業室	017-721-2000	石 川	需給調整事業室	076-265-4435	岡 山	需給調整事業室	086-801-5110
岩 手	需給調整事業室	019-604-3004	福 井	需給調整事業室	0776-26-8617	広 島	需給調整事業課	082-511-1066
宮 城	需給調整事業課	022-292-6071	山 梨	需給調整事業室	055-225-2862	山 口	需給調整事業室	083-995-0385
秋 田	需給調整事業室	018-883-0007	長 野	需給調整事業室	026-226-0864	徳 島	需給調整事業室	088-611-5386
山 形	需給調整事業室	023-676-4618	岐 阜	需給調整事業室	058-245-1312	香 川	需給調整事業室	087-806-0010
福 島	需給調整事業室	024-529-5746	静 岡	需給調整事業課	054-271-9980	愛 媛	需給調整事業室	089-943-5833
茨 城	需給調整事業室	029-224-6239	愛 知	需給調整事業 第一課	052-219-5587	高 知	職業安定課	088-885-6051
栃 木	需給調整事業室	028-610-3556	三 重	需給調整事業室	059-226-2165	福 岡	需給調整事業課	092-434-9711
群 馬	需給調整事業室	027-210-5105	滋 賀	需給調整事業室	077-526-8617	佐 賀	需給調整事業室	0952-32-7219
埼 玉	需給調整事業課	048-600-6211	京 都	需給調整事業課	075-241-3225	長 崎	需給調整事業室	095-801-0045
千 葉	需給調整事業課	043-221-5500	大 阪	需給調整事業 第一課	06-4790-6303	熊 本	需給調整事業室	096-211-1731
東 京	需給調整事業 第一課	03-3452-1472	兵 庫	需給調整事業課	078-367-0831	大 分	需給調整事業室	097-535-2095
	需給調整事業 第二課	03-3452-1474	奈 良	需給調整事業室	0742-88-0245	宮 崎	需給調整事業室	0985-38-8823
神奈川	需給調整事業課	045-650-2810	和歌山	需給調整事業室	073-488-1160	鹿児島	需給調整事業室	099-803-7111
新 潟	需給調整事業室	025-288-3510	鳥 取	職業安定課	0857-29-1707	沖 縄	需給調整事業室	098-868-1637